

法と道德の關係の分類について : ロバート・アレクシーの分類の批判的分析

著者	足立 英彦
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	58
号	1
ページ	99-114
発行年	2015-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/43367

法と道徳の関係の分類について

——ロバート・アレクシーの分類の批判的分析——

足立英彦

はじめに

本稿の目的は法と道徳の関係の分類である。すなわち、規範¹のうち、「法的」(legal)という形容詞が付加される規範、すなわち法規範と、「道徳的」(moral)という形容詞が付加される規範、すなわち道徳規範の間関係を分類することを主な目的とする。

この分類の重要性はいうまでもないだろう。法と道徳の関係を明らかにすることは、法理学の重要な課題の一つである。この課題に取り組む者は、両者の間にどういった関係がありうるのかを明確にしたうえで、どの関係が適切であるのかを論証しなければならない。本稿は前者の分類を検討するものである。

法と道徳の関係は、法概念の争いにおける中心的な論点でもある。本稿では、ロバート・アレクシー (Robert Alexy) による分類を出発点として、彼の考察を批判的に発展させる。アレクシーの分類を出発点とする理由は、第一に、それが論理的であり、したがって普遍的であるからである。第二に、これはまったく偶然かつ私的なものであるが、昨年11月にアレクシーが来日し、法概念に関する講演を行った際、筆者が翻訳と通訳を務めたからである²。このような

1 本稿において規範は規範文の意味であるとする。

2 アレクシーは2014年11月17日～12月1日に日本学術振興会の外国人招聘研究者(招聘責任者:松原光宏中央大学教授)として日本に滞在した。この間、11月22日に京都大学芝蘭会館で「基本権・民主制・代表」というタイトルの、また11月29日に中央大学法科大学院で「包摂的非実証主義」というタイトルの講演を行い、また11月25日には金沢市の四高記念館で29日の講演原稿に基づくセミナーを行った。講演・セミナー当日に配布した原稿はまだ未公開であるが、翻訳は松原(一部足立)の解説と合わせて法律時報87巻3号(2015年)57-73頁に掲載済である。

普遍的かつ偶然・私的な理由を背景として、彼の法概念に対する筆者の立場を明らかにしておきたいと思ったことが本稿執筆の主たる動機である。

第1章 本質と概念

そもそも概念とは何なのか。結論を先に述べると、アレクシーにとって概念 (concept) とは性質または意味、概念の一種である本質 (nature)³とは必然的な性質または意味のことである⁴。

第1節 本質

アレクシーはまず本質の説明をしてから概念の説明を加えている⁵。彼の以下の文章によると、アレクシーが本質を、必然的な (necessary)、本質的な (essential)、または普遍的 (universal) な性質 (property) のことであると理解していることが分かる。

何かの本質を問うことは、その必然的な性質を問うことである。それゆえ、「法の本質は何か？」という問は、「法の必然的な性質は何か？」という問に置き換えてよい。法に特有の必然的な性質は法の本質的な性質である (Alexy 2004, 163)。法の本質的または必然的な性質は、それがなければ法が法でないような、そういった性質である。そのような性質は、空間や時間とは完全に独立して、法が存在するどんな場所や時にもなければならぬ。それゆえ、必然的または本質的な性質は、同時に法の普遍的な特徴 (character) でもある。法の本質の考察としての法哲学は、したがって、

3 アレクシー (足立訳)「包摂的非実証主義」(2015年)において筆者はNatur (独語)に「性質」という訳語を当てたが、「本質」とすべきであった。

4 Patterson 2012, 57は、Alexyが必然性という語で何を意味しようとしているのかを説明していないという批判を行っている。この批判は、法と道德の関係の分類を目的とする本稿の内容には直接関わらないので、検討の対象とはしない。

5 Alexy 2008, 290-292.

その本質において普遍的な企てである⁶。

アレクシーは、法は上記の意味での本質（必然的、本質的、普遍的な性質）を有していること、したがって、その本質を有していないものは法ではないこと、また、その本質は「リアルなまたは事実の次元」（とくに強制力）と「理念的なまたは批判的な次元」（とくに正当性主張）とから構成されており、その意味で法は二重の本質（dual natures）を有していることを論証（argument）しているが、この論証は本稿の対象ではないので省略する。しかしこの論証は、アレクシーによれば、法の問題からその本質への橋渡しの役割を果たすものである。

第2節 概念

アレクシーは、概念には二重の本質があるとする。第一に概念は「語の意味に関する社会的に確立されたルール」（socially established rules that concern the meaning of words）、「意味の習慣的なルール」（conventional rules of meaning）である⁷。アレクシーは例を挙げていないが、たとえば、板に4本の脚がついているものを「机」と呼ぶことが社会的に確立された、習慣的なルールであるとする。この場合、「板に4本の脚がついているもの」が「机」の概念、すなわち机の意味ということになる。

概念の第二の本質は、カントのいう「対象に対する適切さ」（to be “adequate to the object”）である。概念には（おそらく、すべての概念を念頭に置いていたわけではない）この主張が伴っているとされる。そして、この主張が満たされる「適切な概念」こそが上記の本質である。やや長くなるが、アレクシーの説明を引用する。

6 Alexy 2008, 290. 引用部分でAlexyが参照している（Alexy 2004, 163）は拙訳「法哲学の本質」の21-22頁である。

7 Alexy 2008, 291.

しかし概念は——これがコインの裏面なのだが——特殊な種類の習慣である。この概念は、カントがいうように「対象に対して適切」であることを主張する (Kant 1996a, 680)。このような方法で、この概念は、それによって構成される命題の正当性または真理性と本質的に (intrinsically) 関係している。適切であるというこの主張は、物 (thing) の概念を、必然的に、その本質 (nature) と結び付ける。概念でもって——真、正当性、間主観性、妥当性、客観性、現実性と本質的に結び付いているところの実践の一部として——、人はその概念が指し示す物の本質をできるだけ完全に、正しく把握しようと試みる。これは概念の非習慣的な、または理念的な次元である。ある人がある概念を、その概念の使用によって必然的に掲げられる適切性への主張を成功裡に満たすその程度に応じて、その概念はその対象の本質に対応する。そしてその概念は、その対象に対応する程度に応じた普遍的妥当性を有する。したがって、(ラズのように：筆者注) 概念に限定性 (parochiality) を帰属させることは制限的でなければならない。概念は、それが指し示す対象の本質への道に常にあるので、部分的には限定的または習慣的であるが、部分的には普遍的である⁸。

上記のアレクシーの説明は全体としてはつぎのようなことを述べていると思われる。たとえば、同様に机を例に挙げると、「脚の数が4本である」という性質(または意味、以下同じ)は机の概念ではあるものの机の本質ではないように思われる。3本脚の机、5本以上の脚のある机や、壁に固着していて脚の無い机もあるからである。これに対して、「物を置いたり、その上で作業をしたり、食器を置いて食事をしたりするためのものである」は、机にとって本質的であるように思われる。同様に、「2足歩行をする」という性質は人間にとって本質的ではないように思われる。なぜなら、赤ん坊をはじめ、2足歩行を

8 Alexy 2008, 291-292. Alexy 2007, 164もほぼ同趣旨。なお、カント『純粹理性批判』英訳からの引用があるが、原文の当該箇所はKrV, A728=B756である。

しない人間はいくらでもいるからである。これに対して、「尊厳を有する」は本質的であるように思われる。尊厳を有しない人間はいない、という主張に反論を見出すことは不可能だからである。

なお、アレクシーが「・・・の概念」という言葉を用いるときに主に念頭に置いているのは「・・・」の性質または意味であり、「・・・」そのものが概念なのではないことに留意すべきである。「法の概念」(concept of law) という言葉においても、法そのものは概念ではない。「法の概念」という言葉は、法が有する性質と同義である。さらにアレクシーは次のように述べる。

概念のこの二重の本質は、法の概念の分析が、なぜ同時に、法の本質の分析となりうるのかを説明する。もし「概念」を「適切な概念」として理解するならば、「法の概念は何か?」という問は、「法の本質は何か」という問につねに置き換え可能であり、逆もまた同様である⁹。

このようにアレクシーは、「法の概念は何か」という問を「法の適切な概念(=本質)は何か」、すなわち「法が必然的に有する性質は何か」という問として理解するのである。

第3節 問題点

法の必然的な性質を問うというアレクシーの問題設定には少なくとも以下の二つの問題がある。第一に、アレクシーは「法」という語で表される対象を、一個の抽象的な統一体として想定しているように思われるが、それでよいのかという問題である。この想定は、たとえば一国の法体系全体をまとめて考察する場合には有効であろうが、その法体系の下に含まれる様々な法規範を考察対象とする場合には大雑把に過ぎる。これに対して、個々の法規範が必然的な性質

9 Alexy 2008, 292.

を有しているか否かという問題設定をするならば、量については全部肯定、全部否定、一部肯定・否定が、様相については必然、不可能、偶然があるのだから、その組み合わせ（量と様相は関係するので、単純に $3 \times 3 = 9$ とはならない）を考えなければならないことになる。

第二に、アレクシーが法の必然的な性質を明らかにしようとする際、その必然性はde re様相（物についての様相）であるように思われるが、それでよいのかという問題である¹⁰。ある物aが必然的にある性質Pを有している（ $\Box Pa$ ）、という文は二通りに解釈できる。第一に、必然性 \Box は性質Pにだけかかっていると解釈すれば、Pはaの必然的性質であるという意味になる。これがde re（物についての）様相である。第二に、必然性はPaという文（aはPである）にかかっていると解釈すれば、Pがaという性質を有することは必然的であるという意味になる。これがde dicto（語られたことについての）様相である。 $\Box Pa$ のように、特定の個体（上記の場合a）を主語とする文の場合、両者の意味の違いは曖昧である。しかし、不特定の個体を主語とする文の場合、両者の意味はかなり異なってくる。たとえば「すべての物は必然的にPである」という文をde re様相で解すると、論理式は $\forall x \Box Px$ となり、その意味を可能世界意味論に基づいて表現すると、「この世界におけるすべての物は、想定しうるすべての世界でPである」となる。この論理式 $\forall x \Box Px$ は、この世界にないが他の世界にはある個体がPという性質を有しているかどうかについては述べていない。これに対して上記の文をde dicto様相で解すると、論理式は $\Box \forall x Px$ となり、その意味は、「すべての世界において、すべての物はPである」である。この論理式は、この世界にはないが他の世界にある個体がPという性質を有していることをも含意している。

Alexyはある物（thing）の本質を問う本質主義的な考え方に立っており、この点で明らかに様相をde re様相として解しているように思われる。その解釈の

10 de dicto様相とde re様相の違いの説明は、Priest 2001, 14.5を参考にした。

下では、ある世界の法がある本質をもつということは、その世界と同一の法が想定可能な別の世界でも同じ性質を持つということを意味する。すなわち、複数の世界を貫く同一の法を想定しなければならないが、そのような想定は非常に強い前提である。なぜなら、実際の法は時代、場所、国によって異なり、あるべき法についても論者によって千差万別の考え方が存在するからである。これに対して必然性をde dicto様相として理解するならば、世界によって法という集合に属する要素が異なることもありうるので、上記のような強い前提を置く必要はない。したがって法という対象の性質の様相（der re 様相）ではなく、「法は道徳的である」という文の様相（de dicto 様相）を考えるべきではないだろうか。

第2章 実証主義と非実証主義

アレクシーは、道徳的であることは法の必然的な概念＝性質＝意味であるのか、という問に対して、実証主義的な見解と非実証主義的な見解を分け、前者をさらに二種類に、後者をさらに三種類に分類する。

第1節 実証主義

アレクシーによれば、すべての実証主義者は分離テーゼを支持する。アレクシーはこのテーゼを「一方で法的な妥当性または法的な正当性と、他方で道徳的な正当性との間に必然的な結びつきはない」¹¹という主張であるとしているが、この表現には次の二つの問題があるように思われる。

第一に、「法的な妥当性『または』法的な正当性」の「または」の部分に関する問題である。「または」の前の「法的な妥当性」の部分は削除すべきと思われる。なぜなら、あとで触れるように、非実証主義の一類型である超包摂（包含）的非実証主義も、アレクシーの説明によれば、法の道徳的な欠陥とその妥

11 アレクシー（2015年）68頁。Alexy 2008, 285も同趣旨。

当性の関係を否定するものとされるので、このまま「法的な妥当性」の部分を残すと、超包摂的非実証主義が分離テーゼを支持する立場に、したがって実証主義の一類型になってしまうからである。

第二に、分離テーゼの「法的な正当性」(legal correctness) および「道徳的な正当性」(moral correctness) の「正当性」に関する問題である。たとえば裁判所の判決が「法的に正しい」または「道徳的に正しい」と評価される場合、その趣旨は「法に照らして正しい」または「道徳に照らして正しい」という意味であろう。すなわち、正しさの基準として一方では法、他方では道徳があるということであるから、アレクシーの表現に倣うならば、正しさは法や道徳の必然的な概念・性質・意味である。この理解に基づくと、法や道徳は常に正しく、正法・不正な法、正しい道徳・不正な道徳という区別は成り立たない。分離テーゼは、「法的な正当性」と「道徳的な正当性」の必然的関係を否定する主張であり、「正しい法」と「正しい道徳」の必然的関係を否定する主張ではない。しかし、読者が後者の意味で解してしまう可能性は否定できない。このような誤読を避けるため、分離テーゼの中の「正当性」の語は削除し、その主張を「法と道徳の必然的な関係」を否定する立場とするのがよいのではないか。

以上の二点をふまえ、実証主義者の分離テーゼは、法と道徳の関係の必然性を否定する(すなわち、非必然性を支持する)立場であると理解すべきである。さらにアレクシーは、実証主義を排他的な実証主義(exclusive positivism)と包摂的な実証主義(inclusive positivism)に分ける。排他的な実証主義は、法と道徳の関係の不可能性を、包摂的な実証主義は、両者の関係の偶然性を支持する立場であるといっただろう。

ラズに代表される排他的な実証主義は、「道徳は法の概念から必然的に排除される」¹²という主張であるとされる。これに対してコールマンに代表される包摂的な実証主義は、「道徳は法の概念から必然的に排除されているわけではなく、

12 Alexy 2008, 285; アレクシー(2015年) 68頁。

道徳は法の概念に必然的に含まれているわけでもない¹³という主張であるとされる。包摂的実証主義においては、法概念への道徳の「包摂は偶然的な、または実定法が何を述べているかに依存する習慣的な事柄である」¹⁴とされる。

以上の非実証主義、排他的実証主義、包摂的実証主義の立場を、アレクシーは論理式でも表現している¹⁵。その際 I は「法は道徳を包摂する (Law includes morality)」、□ は必然性を意味するとし、非実証主義は □ I (法が道徳を包摂することは必然的である)、排他的非実証主義は □ ¬ I (法が道徳を包摂しないことは必然的である)、包摂的非実証主義は ¬ □ ¬ I & ¬ □ I (法が道徳を包摂しないことは必然的ではなく、法が道徳を包摂することも必然的ではない) を主張するとされる。先ほど示唆したように、このような分類は、法を一個の統一体として想定している点、すなわち複数の要素から構成される集合としては想定していない点で問題がある。この問題の検討をする前に、それと関連するアレクシーによる非実証主義の分類を紹介しよう。

第2節 非実証主義

アレクシーは非実証主義を三類型に分類する。この分類は「道徳的な不正が法的な妥当性へ及ぼす効果の違い」¹⁶による分類であるとされる。すなわち、「法的な妥当性は道徳的な誤りがあるすべての場合に失われる」ことを主張する排他的非実証主義 (exclusive non-positivism)、法的な妥当性はどんな場合にも失われないと主張する超包摂的非実証主義 (super-inclusive non-positivism)、「法的な妥当性はある場合には失われ、他の場合には失われない」ことを主張する包摂的非実証主義 (inclusive non-positivism)、である¹⁷。この分類に関しては以

13 Alexy 2008, 285-286; アレクシー (2015年) 68頁。

14 Alexy 2008, 286; アレクシー (2015年) 68頁。

15 Alexy 2008, 286 (fn. 7); Alexy 2012, 3-4.

16 Alexy 2008, 287; アレクシー (2015年) 68-69頁。

17 Alexy 2008, 287; アレクシー (2015年) 69頁。

下の二つの問題があるように思われる。

第一に、この分類で様相が現れないことをどう考えるかである。上記の分類が、法の偶然的な性質に関する分類ではなく、法の必然的な性質、すなわち本質に関する分類であるのならば、それぞれの主張は様相を含んでいなければならないはずである。しかしアレクシーは非実証主義の三類型を、先ほどのように非実証主義・排他的実証主義・包摂的実証主義の区別の場合のように必然性・不可能性・偶然性と対応させるのではなく、「・・・すべての場合に失われる」「・・・すべての場合に失われない」「・・・失われる場合もあれば、失われない場合もある」という量の違いに対応させている。量の違いは、法を一個の統一体ではなく、複数の要素からなる集合とみなす場合には考慮すべきである。しかし量は様相ではなく、したがって量でもって様相の代わりとすることはできない。

第二に、アレクシーの非実証主義の分類は、妥当する法とその道徳性の関係に関わるものであるので、妥当する法と妥当しない法の二種類の法があることを前提としている。しかしアレクシーは以前、自著『法の概念と妥当性』などで、妥当性を含まない法概念と、妥当性を含む法概念（この当時は概念と本質の区別をしていない）を分けた上で、実証主義を説明する際にはという限定を付けつつ、妥当性を含む法概念を採用すべきだと述べており¹⁸、この主張との整合性が問題になる。仮に以前と同様、妥当性を含む法概念を念頭に置くならば、超包摂的非実証主義を非実証主義に含める余地はない。妥当性を含まない法概念を念頭に置くならば、以前の著作との整合性が問題となる¹⁹。

18 「実証主義を説明するためには、妥当性の概念を含む法の概念を選ぶことが望ましい。そうすれば、次のように問題を矮小化 (Trivialisierung) することを回避できる。すなわち、最初に法を妥当性の次元と無関係に、規範の集合、たとえば外的行為に対する規範の集合として定義することによって、外的行為に対する任意の内容の規範を想定できるのだから、法と道徳の間には概念的に必然的な関係はあり得ないとする、こういった矮小化を回避できる。」 (Alexy 1990, S. 12; Alexy 1992, S. 45.)

19 妥当性を含まない法概念を探求することももちろん重要である。例えばアレクシーは法

第3節 小括

アレクシーは法の単なる概念ではなく必然的な概念を、すなわち法の本質の考察を法哲学の課題とみなした。さらにアレクシーは、道徳的であることは法の必然的な概念=本質なのかという点に関して、その必然性を否定する実証主義と、必然性を肯定する非実証主義とに分けた。また前者の実証主義を、法と道徳の関係を不可能とみなす排他的実証主義と、偶然とみなす包摂的実証主義に分け、さらに後者の非実証主義を、道徳的欠陥のあるすべての法の妥当性を否定する排他的非実証主義、すべての法の妥当性を肯定する超包摂的非実証主義、そして、一部の法の妥当性は否定しその他は肯定する包摂的非実証主義に分けた。

以上のようなアレクシーの分類に対しては、いくつかの問題点を指摘したが、まとめると以下の二点に収斂する。第一にアレクシーは、少なくとも非実証主義、排他的実証主義、包摂的実証主義を区別する段階では、法をあたかも一個の抽象的な統一体として把握しているように思われる。これに対して非実証主義を排他的、超包摂的、包摂的非実証主義に分ける段階では、複数の法を想定している。このように様相と量を別々に取り扱うと、すぐ後に述べるように、法と道徳の関係のすべてが列挙されず、一部が隠れてしまうという問題を伴うことになる。なお、先ほど触れた*de re*様相と*de dicto*様相の違いは、法を一個の物として想定する場合には大きな問題とならない。しかし、複数の法を想定する場合には、どちらの様相を考慮するのが問題となる。

第二に、アレクシーの主張は、法の妥当性を法の本質から除外しているように読める。すなわち、法には妥当性を有しないものと、妥当性を有するものと

は必ず自らの正しさを主張していることを(アレクシー(2015年)70頁など)、ラートブルフは法は正義へ奉仕するという意味をもつ現実であること(Radbruch 1932, S. 32(田中訳151頁)。ラートブルフの法概念については足立「道徳・不道徳の可能性としての法」10-13頁でも説明した。)を唱えているが、この立場は、「正当性主張」「正義へ奉仕するという意味」を法の本質とするものである。この場合の「法」が含意するのは、正当性や妥当性の主張であり、正当性や妥当性そのものではない。

がある、という前提をおいているように読める。しかし以前のアレクシーは、実証主義の説明の際には法の妥当性を法概念に含めるべきであると主張しており、この主張との整合性が問題となる。

とはいえ、法と道德の関係の分類は、特定の法概念に依存しない、中立的な分類であるべきだろう。なぜなら、特定の法概念に依存する分類は普遍的に適用できないからである。したがって以下では、最近のアレクシーと同様、妥当性を含まない法概念を前提とする。これは、法概念から妥当性を排除することではなく、妥当性を含むか含まないかは定めないうまにしておく、ということである。

以上をふまえて、以下では妥当性を含まない法概念を前提とし、なおかつ量化と様相を組み合わせた場合の法と道德の関係を提示してみたい。

第3章 法と道德の関係の分類

アレクシーとは異なり、最初は様相を考慮せずに法と道德の関係を分類し、そのあとで様相 (de dicto 様相) を追加する。さらに、アレクシーの「法は道德を包摂する」という言い回しは²⁰、法という名辞 (term) が道德を内包する、という伝統的論理学の発想法を連想させるが、以下では法と道德をともに集合としてとらえ、内包ではなく外延を念頭に置く。この場合、「法は道德を包摂 (内包) する」と同じことは、「法は道德の部分集合である」と表現される。内包的表現と外延的表現は、互いに包摂関係が逆になることに注意されたい。

以下では話を単純化するために、議論領域 (全体集合) を規範の集合とする。また、 x は規範を表す変項、 $\forall x$ は「すべての x は」を表す全称量化記号、 $\exists x$ は「少なくとも一つの x が存在する」を表す存在量化記号、 L は「 \sim は法である」という述語、 M は「 \sim は道德である」という述語であり、 $\&$ は「かつ」を、 \rightarrow は「もし \sim ならば、 \sim である」(実質含意) を、 \neg は否定を意味する。

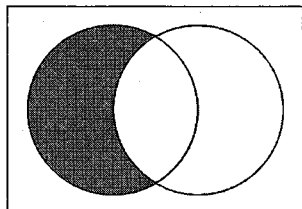
20 本稿第2章第1節最後の二段落。

法と道徳の関係は以下の三種類に分類できる²¹。第一の関係（これを伝統的論理学の用語法に合わせてA型とする）は、「すべての法は道徳である」という命題で表現される関係である。これを述語論理の論理式で表せば、 $\forall x(Lx \rightarrow Mx)$ となる。つまり、すべての規範について、もしそれが法であるならば、それは道徳でもある、という関係である。第二の関係（E型とする）は、「すべての法は道徳でない」という命題で表現される関係である。これを論理式で表せば、 $\forall x(Lx \rightarrow \neg Mx)$ 、つまり、すべての規範について、もしそれが法であるならば、それは道徳でない、という関係である。

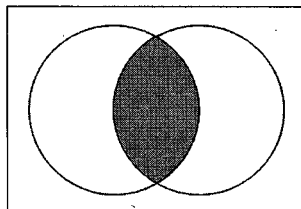
第一の関係を否定し、かつ第二の関係をも否定すると、第三の関係が得られる。第一の関係を否定は $\neg \forall x(Lx \rightarrow Mx)$ であるが、これは存在量化記号を用いると $\exists x(Lx \& \neg Mx)$ となり、こちらの方が意味を把握しやすい。すなわち「法であり、かつ、道徳ではない規範が少なくとも一つは存在する」、または「道徳的でない法規範が少なくとも一つは存在する」という命題で表現される関係である。第二の関係を否定は $\neg \forall x(Lx \rightarrow \neg Mx)$ であるが、これも存在量化記号を用いると $\exists x(Lx \& Mx)$ となり、「法であり、かつ道徳でもある規範が少なくとも一つは存在する」、または「道徳的な法が少なくとも一つは存在する」という命題で表現される関係である。第三の関係（IO型とする）は、第一の関係と第二の関係の両方を否定したものであるので、 $\exists x(Lx \& \neg Mx) \& \exists x(Lx \& Mx)$ （道徳的でない法規範と、道徳的な法規範が、それぞれ少なくとも一つは存在する）となる。以上の3つの関係をベン図で表すと以下のようなになる。なお、左の丸は法規範の集合であり、右の丸は道徳規範の集合である。また、影の部分には規範が存在せず、Xがある部分には少なくとも一つの規範が存在する。

21 道徳が法の部分集合である場合 $\forall x(Mx \rightarrow Lx)$ を除く。

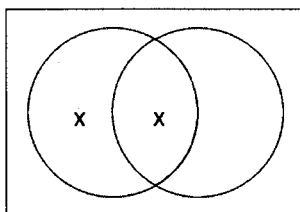
A型: $\forall x(Lx \rightarrow Mx)$



E型: $\forall x(Lx \rightarrow \neg Mx)$



IO型: $\exists x(Lx \& \neg Mx) \& \exists x(Lx \& Mx)$



時間・空間的に特定の一つの世界（諸規範の集合）における法と道德の関係は以上の3種類のいずれかである。しかしながら、思考しうる様々な時間・空間の諸世界での法と道德の関係を一つの命題で表現するためには、それぞれの命題に対して様相を追加する必要がある。その組み合わせは以下の通りとなる。なお、以下で□は必然性を、◇は可能性を表すde dicto様相であるとする。

まず、すべての世界がA型、E型、IO型のいずれかである場合がある。それぞれ□A、□E、□IOと表せる。□Aは非実証主義、□Eは排他的実証主義に対応するだろう。□IOはAlexyの分類には現れない。

つぎに、3種類の関係のうち2種類の関係が可能で後の1種類の関係は不可能な場合がある。それぞれ◇A&◇E&¬◇IO、¬◇A&◇E&◇IO、◇A&¬◇E&◇IOである。最後に、3種類の関係全てが可能の場合、すなわち、◇A&◇E&◇IOである。これらはすべて、包摂的実証主義の見解に包含されるだろう。

以上のように、厳密に言えば7種類の法と道徳の関係があることになる。可能性の様相を含む4種類の主張は包摂的実証主義の下位類型だとみなせば、法と道徳の関係に関する合計4種類の見解があることになる。

おわりに

本稿では、アレクシーによる法と道徳の必然的関係の分類を基本として、法規範の量も考慮することにより、アレクシーの分類には現れない□I Oの関係があることを指摘した。すなわち、「想定可能などんな世界でも、道徳的でない法規範と道徳的な法規範が存在する」($\square(\exists x(Lx \& \neg Mx) \& \exists x(Lx \& Mx))$)という関係である。どのような規範を法とみなし、どのような規範を道徳とみなすならばこの□I Oの関係が成立するのか、という問題は本稿では検討しなかった。この問題は筆者の今後の課題とさせていただきたい。

参考文献

1. Alexy, Robert: Zur Kritik des Rechtspositivismus, ARSP Beiheft 37, 1990, S. 9-26
2. Alexy, Robert: Begriff und Geltung des Rechts, Freiburg/München 1992
3. Alexy, Robert: The Nature of Legal Philosophy (2004) 17 Ratio Juris 156-167 (ロバート・アレクシー (足立英彦訳)「法哲学の本質」青井秀夫・陶久利彦編『ドイツ法理論との対話』(東北大学出版会、2008年) 11-29頁)
4. Alexy, Robert: On Two Juxtapositions: Concept and Nature, Law and Philosophy. Some Comments on Joseph Raz's "Can There Be a Theory of Law?" (2007) 20 Ratio Juris 162-169
5. Alexy, Robert: On the Concept and the Nature of Law (2008) 21 Ratio Juris 281-299
6. Alexy, Robert: Law, Morality, and the Existence of Human Rights (2012) 25 Ratio Juris 2-14
7. ロバート・アレクシー (足立英彦訳)「包摂的非実証主義」法律時報87巻3

号 (2015年) 68-73頁

8. Kant, Immanuel: Critique of Pure Reason (Werner S. Pluhar tr, Hackett 1996)
9. Patterson, Dennis: Alexy on Necessity in Law and Morals (2012) 25 Ratio Juris 47-58
10. Priest, Graham: An Introduction to Non-Classical Logic: From If to Is (2nd edn, Cambridge University Press 2008)
11. Radbruch, Gustav: Rechtsphilosophie, 3. Aufl., Leipzig 1932 (田中耕太郎訳『ラートブルフ著作集第1巻 法哲学』(東京大学出版会、1961年))
12. 足立英彦「道徳・不道徳の可能性としての法：ラートブルフにおける法と道徳の関係について」金沢法学56巻2号 (2014年) 9-28頁